

制定 平成30年8月31日 原規総発第1808311号 総括文書管理者決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号（平成24年9月19日原子力規制委員会決定））第28条の2第6項の規定に基づき、修正のための決裁に係る手続に関する規程を次のように定める。

平成30年8月31日

総括文書管理者

修正のための決裁に係る手続に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、原子力規制委員会文書管理要領（以下「管理要領」という。）第28条の2第6項の規定に基づき、決裁文書の修正のための決裁に係る手続を簡素化できる場合及びその方法を定め、事務処理の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、管理要領において使用する用語の例による。

（対象とする決裁文書）

第3条 修正のための決裁に係る手続を簡素化することができる決裁文書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤りに係る修正のための決裁文書
- (2) 決裁文書の内容の修正を伴わない、文書管理システムの誤操作による施行処理に係る軽微な誤りの修正のための決裁文書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、軽微かつ明白な誤りの修正と最終決裁者が認める決裁文書

(簡素化の方法)

第4条 修正のための決裁は、原則として文書管理システムにより行うものとし、当初の決裁において決裁を受けた者及び合議した者のうち、次の各号に掲げる者以外の者については、文書管理システムの決裁ルート上で同報の対象とすることができる。

- (1) 決裁を受ける者については、最終決裁者、総括文書管理者、次長、副総括文書管理者、部等の長、主任文書管理者並びに決裁文書の主管課等の文書管理者及び文書管理担当者
- (2) 合議する者については、副総括文書管理者

附 則

この規程は、平成30年9月3日から施行する。